

5年以上継続勤務した有期雇用教職員の皆さんは
無期雇用転換申込権を獲得しています

改正労働契約法の施行により、2018年4月より無期転換が可能となりました。無期雇用への転換申込みは労働者の権利です。無期雇用契約を申し込んだ場合、東京大学はこれを拒否することはできません。

該当職種：事務補佐員、技術補佐員、教務補佐員、医療技術補佐員、看護技術補佐員、臨時用務員、特任専門員・特任専門職員（特に指定された者を除く）など

● 5年の雇用期限に達したという理由で、雇用契約を継続しない（解雇する）ことはできません。

「財源がない」「ポストがない」「後任者が決まっている」などの理由で、無期雇用転換を拒否することや雇用を打ち切ることは違法行為です。

もし研究室や専攻で予算がなくなっても、部局や東大が雇用する義務を負います。

● 無期雇用へに転換したとき、待遇などの契約条件を引き下げることはできません。

有期雇用職員と無期雇用へに転換した職員との間に労働条件に差をつけることは違法です。

● 無期雇用へに転換した場合でも、いつでも自己都合で退職することはできません。